

令和 7 年度

仕 様 書

事 業 名：新開土地区画整理事業

工事場所：竹原市 竹原町・下野町

工 事 名：新開土地区画整理事業 楠通成井線他整備工事

工事概要：道路延長 L=120m

（都市計画道路）

盛土工 V=740m³

擁壁工 V=67m³

排水構造物工 L=340m

舗装工 A=1,178m²

（区画道路）

盛土工 V=450m³

擁壁工 V=9m³

排水構造物工 L=35m

舗装工 A=251m²

（工事用道路）

盛土工 V=829m³

舗装工 A=609m²

（下水道）

開削工 L=135m

マンホール工 N=4 基

小型マンホール工 N=5 基

取付管及びます工 N=7 箇所

【添付書類】

☐ 特記仕様書

☐ 工事数量総括表

☐ 図面

等

特記仕様書（個別事項）

第1章 総則

第1節 適用

- 1 本特記仕様書は、新開土地区画整理事業 楠通成井線他整備工事に適用する。
 - 2 本特記仕様書に記載のない事項については、次によるものとする。
 - ・土木工事共通仕様書（令和6年8月）広島版（適用区分「広島」及び「広島県」）
 - ・特記仕様書（共通事項）（令和7年6月）広島県
- ※ 土木工事共通仕様書、特記仕様書（共通事項）は県ホームページ「広島県の調達情報」に掲載している。
<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/>
- ※ 主任技術者等の兼務制限の緩和については、市ホームページ「建設工事入札・契約制度改正等について」に掲載している。
https://www.city.takehara.lg.jp/material/files/group/4/R070601_koujikenmuseigen.pdf
- ・下水道土木工事必携（案）2021年度版 公益社団法人 日本下水道協会
 - ・竹原市公共下水道工事標準仕様書 竹原市建設部下水道課
- ※ 上記の仕様書は、竹原市下水道課のホームページ「公共下水道工事標準仕様書について」に掲載している。
https://www.city.takehara.lg.jp/kurashi_tetsuzuki/igoesuido/gesuido/2/3124.html

第2節 中間検査

本工事は、中間検査の対象工事とし、実施については特記仕様書（共通事項）第1章 総則 第2節 中間検査に従うこと。

第3節 週休2日適用工事

本工事は、週休2日適用工事（受注者希望型）であり、「竹原市週休2日適用工事等実施要領（令和7年6月1日制定）」に従うこと。なお、実施要領に基づき提出する必要がある様式「休日取得計画表」は「広島県の調達情報HP>公共工事等の情報_様式集>建設工事関係_その他契約関係様式」に掲載している。

https://www.city.takehara.lg.jp/material/files/group/4/syukyuu2katekiyokouzu_zissiyorvo.pdf

第4節 法令及び条例等の遵守

- 1 次の内容について、施工計画書の「その他」項目に記載すること。
 - (1) 工事の実施にあたり、発注者から明示された、又は、受注者が行うべき「法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件」
 - (2) 上記(1)の内容について「不測の事態等が生じた場合の対応方法」
 - (3) 上記(1)、(2)の内容について「現場作業に従事する者に対する周知の方法」
- 2 「施工方法」等の関連する項目に、許可承諾条件等を適切に反映すること。
- 3 「法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件」等の変更が生じた場合は、施工計画書の内容に重要な変更が生じたものとし、変更施工計画書を提出すること。

第5節 建設副産物

本工事における建設副産物については、土木工事共通仕様書1-1-2-11 建設副産物のとおり取り扱うこととする。なお、「再生資源利用計画」、「再生資源利用促進計画」及び「実施書の提出」については、次のとおりとする。

- 1 再生資源利用計画及び再生資源促進計画
受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。また、受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画（5の確認結果票を含む）を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。なお、その内容に変更が生じたときは、速やかに利用計画及び促進計画を変更し、監督職員に報告しなければならない。
- 2 計画の揭示及び公表
受注者は、1の再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。
現場掲示様式については、次のURLを参考に作成すること。
https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm
- 3 実施書の提出
受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を監督職員に提出しなければならない。なお、受注者は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書の作成後、工事完成から5年間保存しなければならない。
- 4 工事現場の管理体制
受注者は、再生利用の促進を行うため、工事現場における建設副産物責任者を置くことにより、管理体制を整備するとともに、当該責任者に対し、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の内容について現場担当者の教育を十分行うこと及び、関係する他の施工者及び資材納入業者もこれを周知徹底することを指導するものとする。
- 5 建設発生土搬出に関する関係法令の手続きの確認及び確認結果票の作成
受注者は、再生資源利用促進計画の作成にあたり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、あらかじめ次に掲げる事項を確認し、また各事項の確認の結果を記載した書面（確認結果票）を作成しなければならない。
※確認結果票は「広島県の調達情報」に掲載している。
 - (1) 工事現場内の土地の掘削その他の土地の形質の変更が土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第3条第7項又は第4条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。
 - (2) 再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先における建設発生土の搬入に係る行為に関する次に掲げる事項
ア 当該行為が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という）第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定による許可を要する場合にあっては、当該許可を受けている。
イ 当該行為が盛土規制法第21条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第40条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。
 - (3) 上記(1)、(2)に掲げる事項のほか、再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先が適正であることを確認するために必要な事項その他の建設発生土の搬出に関する事項
- 6 運搬業者への通知
受注者は、建設発生土の運搬を行う者に対し、再生資源利用促進計画及び確認結果票の内容を通知するものとする。またその内容に変更が生じたときには、速やかに運搬を行う者に通知するものとする。
- 7 確認結果票の揭示及び公表
受注者は、確認結果票を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。
- 8 確認結果票の保管
受注者は、確認結果票を建設工事の完成後5年間保存するものとする。

- 9 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求
受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに当該搬出先の管理者（搬出先が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、次に掲げる事項を記載した受領書の交付を求めるものとする。
- (1) 建設発生土の搬出先の名称（搬出先が工事現場である場合は、建設工事の名称。）及び所在地
(2) 建設発生土を搬出先の受注者の商号、名称又は氏名
(3) 建設発生土の搬出元の名称及び所在地
(4) 建設発生土の搬出量
(5) 建設発生土の搬出が完了した日
- 10 建設発生土の搬入元への受領書の交付
受注者は、建設発生土を利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、速やかに当該搬入元の管理者（搬入元が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、前号に掲げる事項を記載した受領書を交付するものとする。
- 11 受領書の内容確認
受注者は、搬出先から受領書の交付を受けたときは、再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認する。
- 12 受領書の保管
受注者は、受領書又はその写しを建設工事の完成後5年間保存するものとする。
- 13 建設発生土の最終搬出先までの確認
受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画に記載した搬出先（次の(1)から(4)のいずれかに該当する搬出先を除く。）から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに、当該他の搬出先への搬出に関する9(1)～(5)に関する事項を記載した書面を作成するとともに、当該書面を当該再生資源利用促進計画に係る建設工事の完成後5年間保存するものとする。建設発生土が更に他の搬出先へ搬出されたときも、同様とする。
- (1) 国又は地方公共団体が管理する場所であって、受入れ完了後に当該国又は地方公共団体が受領書を交付する場合
(2) 受注者の管理下にある他の工事現場で利用するために一時堆積する場合
(3) スtockヤード運営事業者登録規定により国に登録されたStockヤード
(4) 9の受領書の土砂の利用種別が「盛土利用等」である建設発生土受入地（再搬出ししないもの）

第2章 材料

第1節 材料費

見積りにより決定した単価については、参考図書を参照のこと。その他については、公表単価による。

第2節 鋳鉄製マンホール鉄蓋

- 1 この工事の施工に際して使用する鋳鉄製マンホール鉄蓋については、「竹原市下水道用鋳鉄製マンホールふた特記仕様書」に基づく性能を有した製品を使用すること。
- 2 使用にあたっては、竹原市下水道用鋳鉄製マンホールふた特記仕様書に規定する各種資料を材料承認書に添付し提出すること。

種類 呼び	荷重仕様	本工事使用箇所
一般型マンホールふた (JSWAS G-4準拠)	T-25	車道部
	T-14	歩道部

第3節 下水道工事に係るその他材料

その他材料は、原則材料承認書に（社）日本下水道協会認定工場の資格証の写しを添付して提出すること。

第3章 施工条件

第1節 工程

- 1 関連する別途工事
- | | |
|--------|---|
| 工事名 | 市道桶通成井線配水管布設替工事（別途、広島県水道広域連合企業団 竹原事務所 発注） |
| 影響箇所 | 道路部（車道・歩道） |
| 他工事の内容 | 本工事に伴い、道路内に水道本管と給水管を布設する。 |
| 時期 | 施工時期及び施工方法については、工事間で調整を行うこと。 |
- 2 施工時期・時間の制限
- | | |
|---------|---|
| 施工内容 | 全工種 |
| 時期 | 工事期間 |
| 時間 | 8：30～17：00（作業可能時間） |
| 施工方法・理由 | 工事箇所が民家に近接しているため、安全確保と騒音振動対策を行うこと。
また、工事箇所は通学路のため、登下校時間は土砂運搬等の工事用車両の通行を行わないこと。 |
- 3 関係機関との協議
- | | |
|------|-------------------------|
| 協議内容 | 電柱移設について、中国電力及びNTTと協議済み |
| 範囲 | 道路部（3本撤去・4本新設） |
| 時期 | 9月上旬～中旬に移設予定 |
- 4 地下埋設物・埋蔵文化財の事前調査
- | | |
|------|---|
| 調査項目 | 地下埋設物（上水道、NTT、中国電力、その他 ※詳細は「第7節 工事支障物件」） |
| 調査時期 | 事前に試験掘計画表（試験様式1）を提出し、関係機関と調整の上で工事施工前に試験掘を行い、埋設物および土質の確認をすること。（支障物が発見された場合は、監督員と協議すること。） |

第2節 公害対策

- 1 公害防止
- | | |
|---------|--|
| 施工方法 | コンクリート破砕において、民家に隣接しているため、低騒音型機械を使用するものとする。 |
| 建設機械・設備 | 低騒音型機械 |
| 作業時間 | 10時～15時 |
- 2 事前・事後調査
- | | |
|------|--|
| 調査区分 | 下水道工事の開削工周辺の影響範囲とする（実施戸数は監督員と協議の上、決定する）
（設計変更の対象とする。） |
| 調査時期 | 工事着手前に調査完了すること |
| 調査内容 | 標準仕様書のとおり |
| 範囲 | 事前・事後及び工事施工中も大きな被害がある旨の申し出を受けた場合、監督員と協議の上調査をすること。 |

第3節 安全対策

1 交通安全施設

内容	危険防止の為、工事現場には仮囲い・柵等の適当な施設を設置すると共に、夜間には照明灯・注意灯等を設置する。また、常時現場付近を点検するなど、保安警戒には十分注意すること。
期間	工事期間
その他	工事に伴い片側交通等を行う場合は、交通誘導員を適宜配置し、安全対策に努めること。

2 換気設備（酸欠欠乏症・硫化水素中毒防止対策）

内容	下水道工事において、マンホール等の内部作業、特に供用済みの既存マンホールへの接続作業については、低酸素状態及び高濃度の硫化水素が発生していることが予想されるため、作業主任者を適切に配置し、換気を行うなど安全に十分留意の上で作業を行うこと。
期間	工事期間

第4節 工事用道路

1 仮設道路

内容	本工事の道路築造に伴い、工事用道路を2箇所築造する。
使用期間	工事期間
工事後の処置	原形復旧
維持管理内容	必要に応じて、粉じん防止の散水（随時）を行うこと。 なお、路面補修のため補修材を必要とする場合は別途協議すること。（設計変更の対象とする）

第5節 盛土

1 流用土（工事内流用）

(1) 本工事、付帯工事（区画道路）

工事施工により発生する土のうち、本工事591.1m³（地山土量）、区画道路77.5m³（地山土量）については当該工事の施工に流用するものと見込んでいる。

(2) 付帯工事（下水道）

工事施工により発生する土のうち、可能なものについては当該工事の施工に流用するものと見込んでいる。

2 発生土（搬入）（他工事からの流用） ※過年度に搬入済み

(1) 付帯工事（工事用道路）

本工事では、ストック土590m³（地山土量）を工事用道路の施工に流用するものと見込んでいる。

工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により上記の指定により難しい場合は、発注者と受注者が協議するものとする。

工事用道路撤去後の土砂826.1m³（地山土量）は、本工事現場周辺に運搬（ストック）するものと見込んでいる。

3 購入土（搬入）（建設発生土リサイクルプラントが製造した処理土）

本工事では、1,340m³（ほぐし）の土砂購入を見込んでいる。

(1) 当該工事使用する購入土は、建設発生土処分先一覧表に掲載された建設発生土リサイクルプラントが製造した処理土（改良土を含む。）を使用するものとする。 積算にあたっては、運搬費と土砂購入費（工場渡し）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き購入土に要する費用（単価）は変更しない。

(2) (1)により使用することとしている処理土について、何らかの事情によりその使用が困難である場合は、設計図書の内容について監督職員と協議すること。

(3) 使用する処理土がセメント及びセメント系固化材を使用した改良土の場合、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」に基づき、建設発生土リサイクルプラントから試験結果の提示を受けるとともに、施工後に六価クロム溶出試験を実施し、試験結果（計量証明書）を提出するものとする。

4 購入土（搬入）（新材料）

本工事では、宅地造成の200m³（ほぐし）の土砂購入を見込んでいる。

(1) 新材料は、宅地造成において造成計画高から30cmの盛土に使用する。

(2) 積算にあたっては、運搬費＋土砂購入費（工場渡し）の合計と土砂購入費（現場渡し）の合計を比較し、最も経済的になるものを見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き購入土に要する費用（単価）は変更しない。

第6節 建設副産物

1 建設発生土（搬出）（建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地）

当該工事により発生する建設発生土は、建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地に搬出するものとする。

また、積算上の搬出先として、建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地のうち、運搬費と受入費の合計が最も経済的になる次の施設を見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き残土処分に要する費用（単価）は変更しない。

搬出場所 有限会社エス・エス朝日山残土処理場（竹原市下野町字朝日山10661-1）

なお、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により上記の指定により難しい場合は、発注者と受注者が協議の上、設計変更の対象とする。

2 建設副産物（搬出）

当該工事により発生するコンクリート殻及びアスファルト殻は、再資源化施設一覧表に掲載されている施設に搬出するものとする。

また、積算上の搬出先は運搬費と受入費の合計が最も経済的になる次の施設を見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き処分に要する費用（単価）は変更しない。

搬出場所 有限会社エス・エス（竹原市下野町字大南山1076）

なお、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により上記の指定により難しい場合は、発注者と受注者が協議の上、設計変更の対象とする。

第7節 工事支障物件

1 地下・地上支障物

工事内容	付帯工事（下水道）
支障物件名	上水道、NTT、中国電力
工事方法	開削工法（支障とならない位置での施工を優先とする）
防護	事前連絡を行い管理者の指示に従い防護を行うこと。なお、疑義が生じた場合は、監督員と協議すること。

2 占用物件工事との重複

- | | | |
|-----|----|--|
| (1) | 内容 | 中国電力による電柱移設工事 |
| | 期間 | 9月上旬～中旬予定 |
| (2) | 内容 | 水道管については試掘により位置の把握を行い、支障となる場合は移設工事を行う。（設計変更対象） |
| | 期間 | 工事期間中 |

第8節 その他

1 関係機関・自治体との近接協議

内容	水道管布設替え
条件	工事契約後に協議、調整を行う。

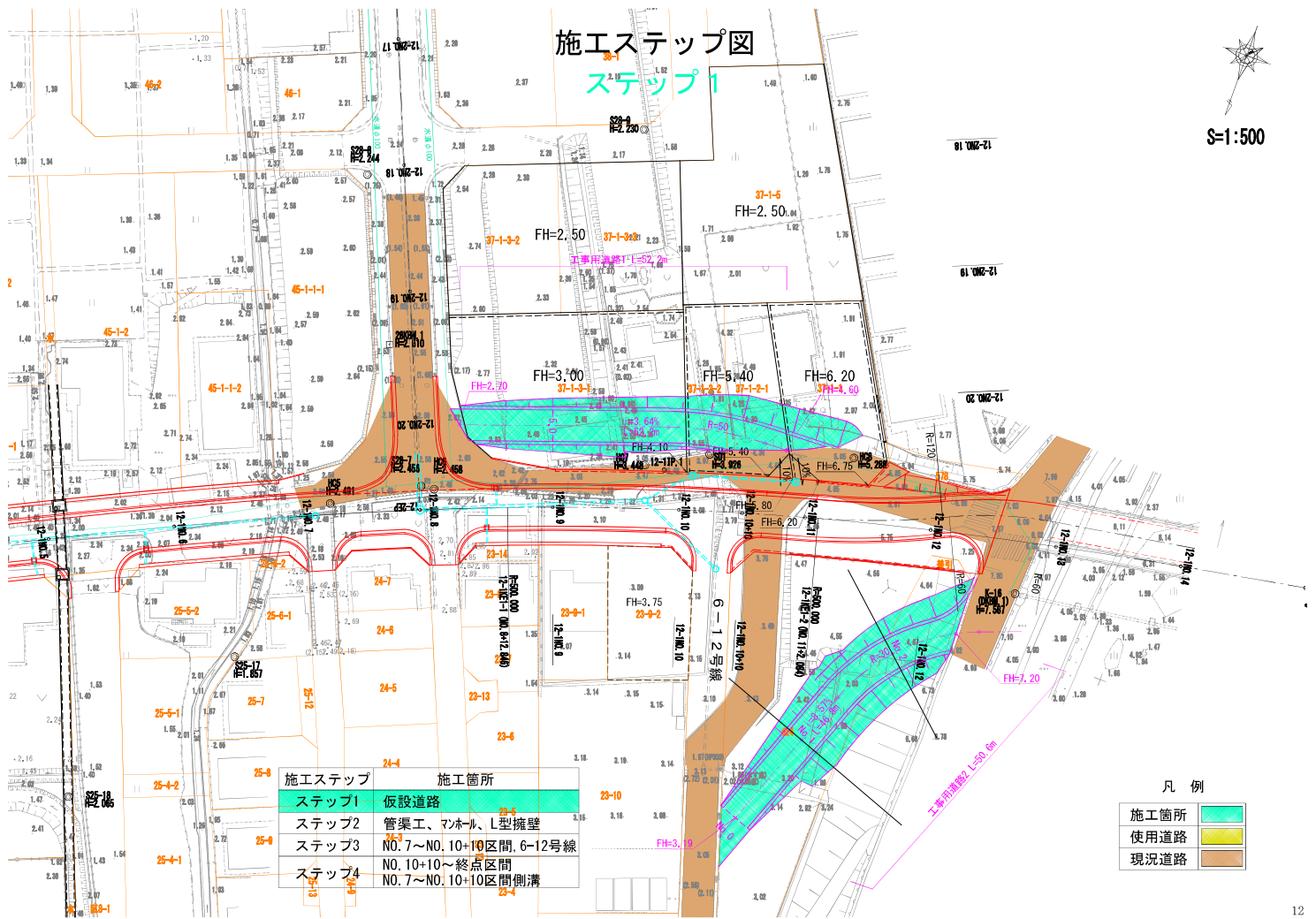
- 2 工事請負契約締結後、工事受注者は監督員の指示により施工箇所付近に工事看板を設置し、付近住民へ工事の周知徹底を図ること。また、工事着手前には、関係住民への挨拶等を行い、円滑に工事が施工できるように配慮しなければならない。
- 3 工事施工に伴い車両の通行及び出入りが困難となる場合は、事前に関係住民へ通知等を行うとともに必要に応じて駐車場所の確保を行うこと。
- 4 交通規制、作業時間、道路標識等の配置については警察、道路管理者、関係者及び監督員と十分協議し、その指示に従うこと。
- 5 工事写真は、監督員の指示により共通仕様書に従って項目毎に必要範囲を撮影すること。
- 6 本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項または、その内容に疑義が生じた場合は、その都度監督員の指示を受けること。なお、工事施行上、当然必要と思われる工種については受注者の負担で行うこと。
- 7 本工事において都合上必要となる施工が発生した場合は監督員の指示を受けること。

第4章 施工手順

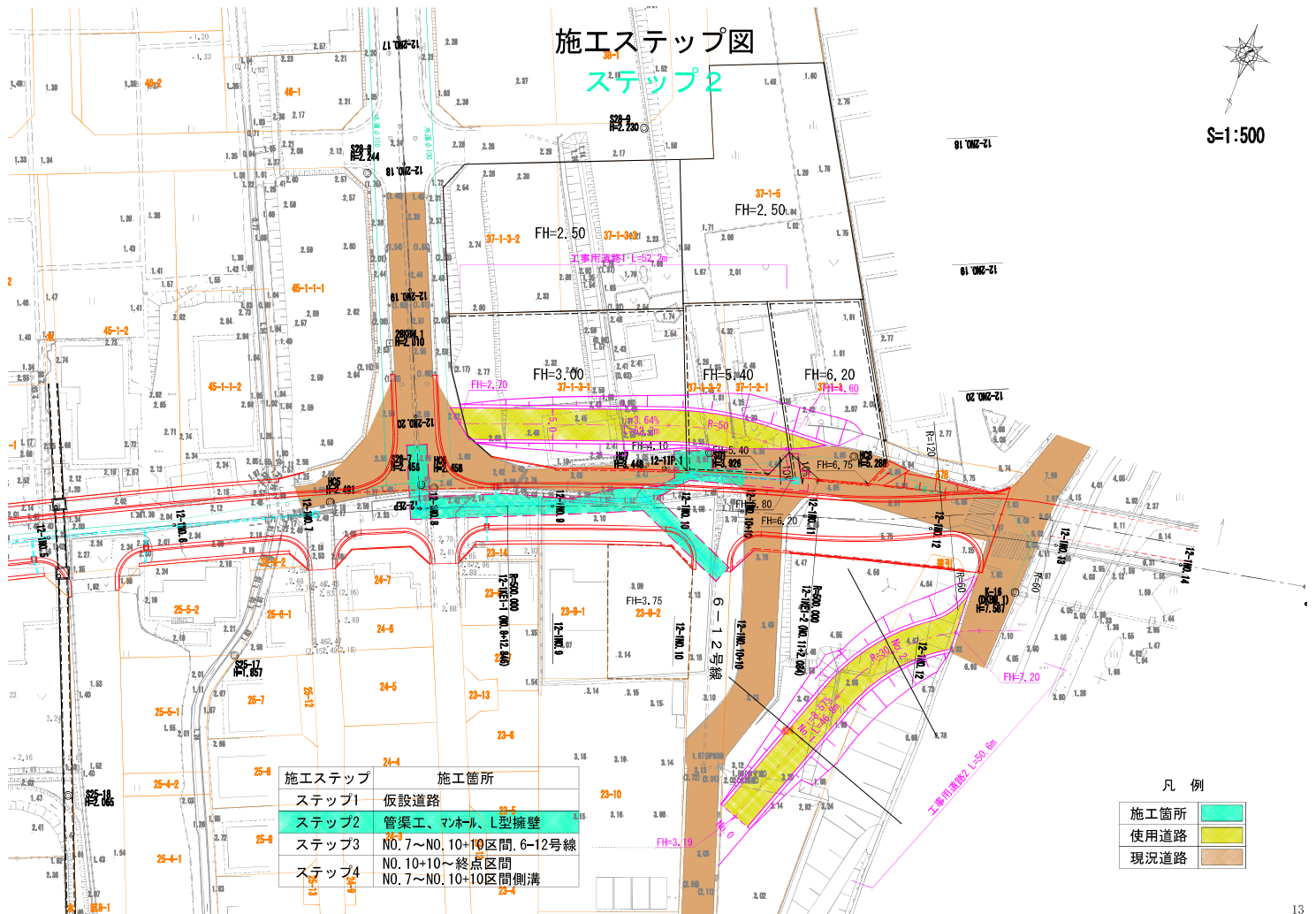
本工事箇所は、車両通行が多く、また通学路となっていることから、交通規制（全面通行止め）は行わず、仮設道路を築造して工事を行う施工手順は別紙の「施工ステップ図」を参考とする。

第5章 その他

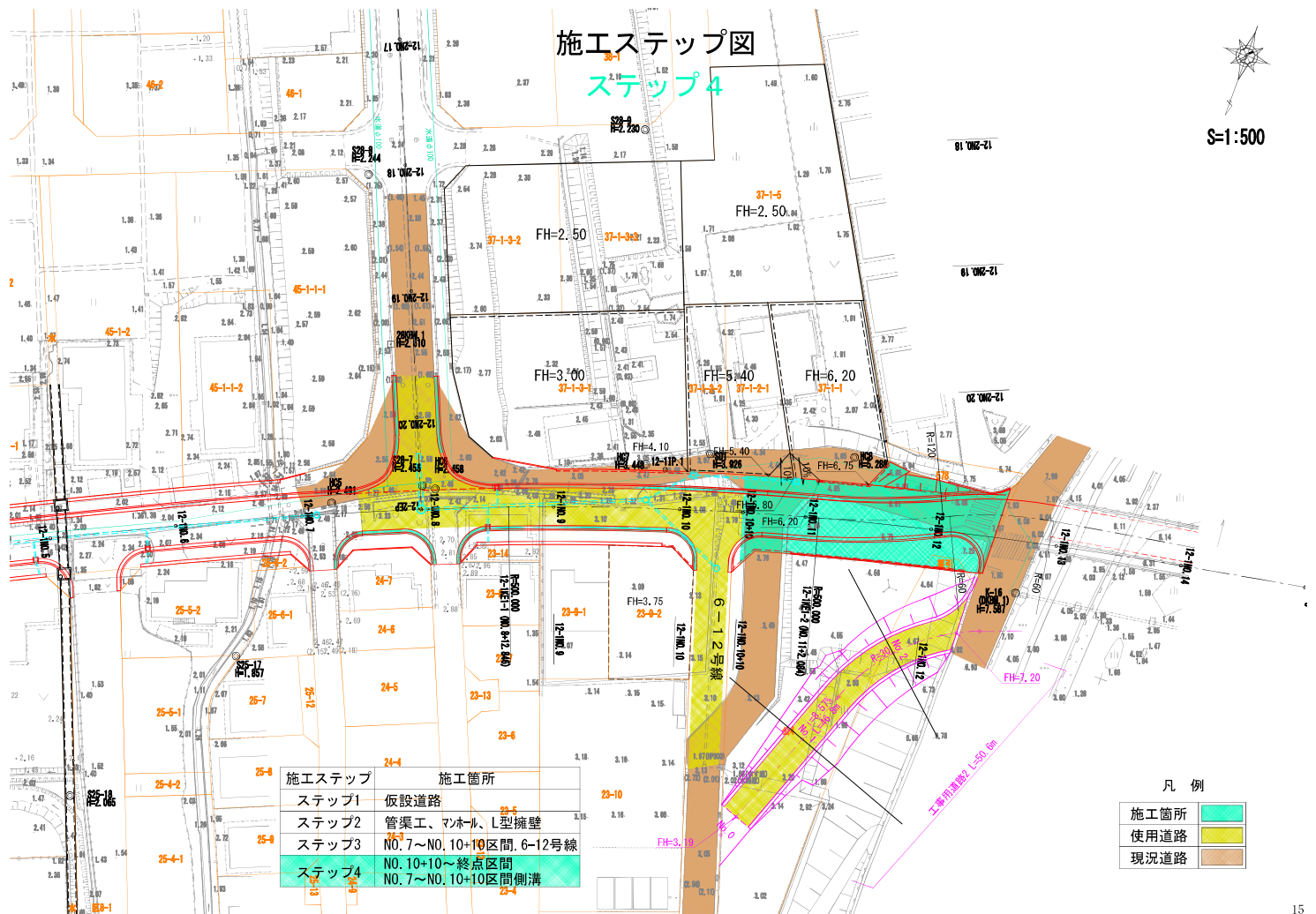
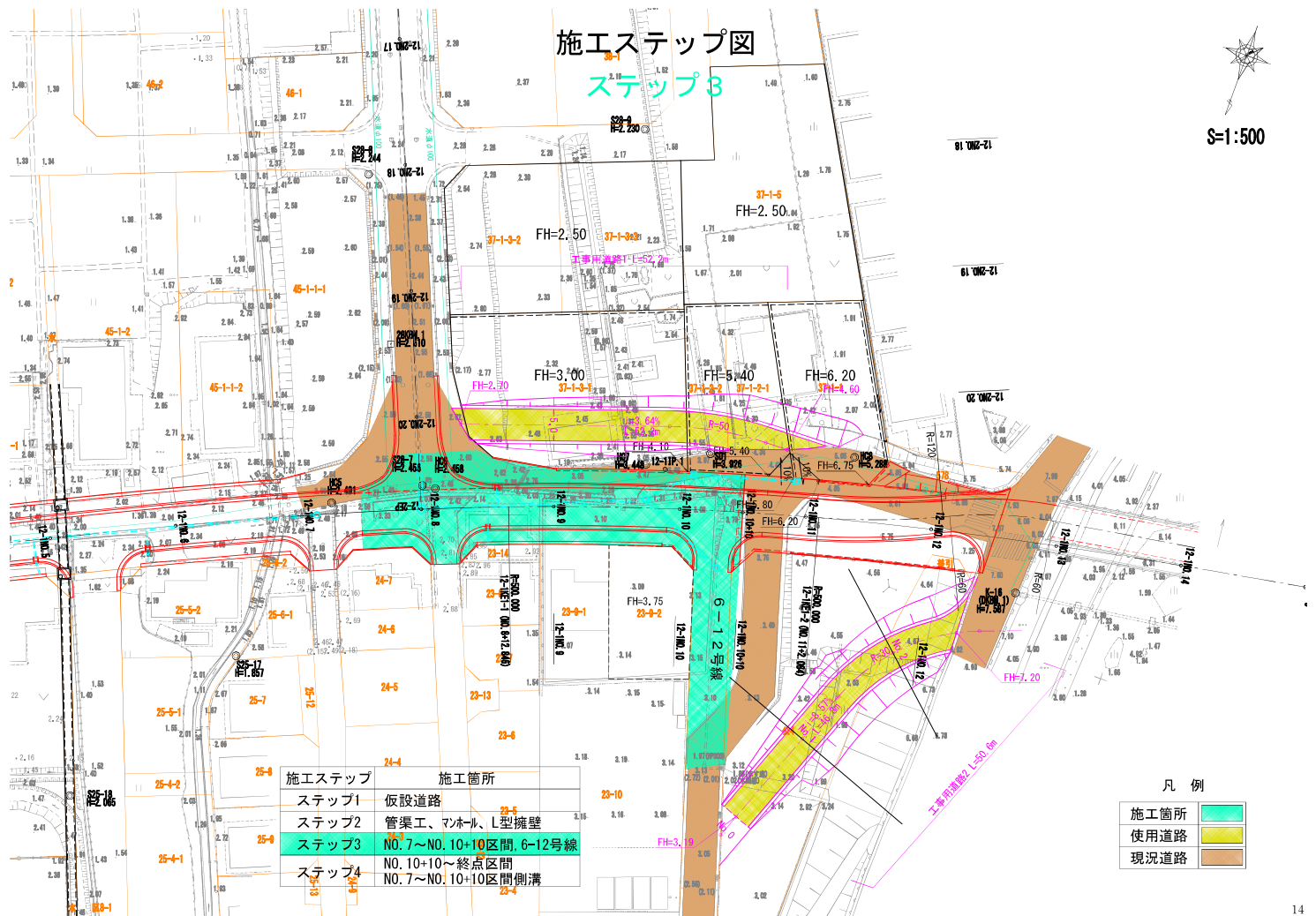
- 1 工事現場における責任の自覚並びに、現場作業員及び一般住民から見た責任者の明確化のため、現場代理人は「現場代理人」と記載された腕章等を見えやすい所に着用すること。
- 2 本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項又は、その内容に疑義が生じた場合は、監督職員の指示を受けること。



12



13



工事数量総括表

頁0 -0001

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位		数量	備考
本工事費					
道路改良		式		1	レベル1
道路土工		式		1	レベル2
掘削工		式		1	レベル3
掘削	【土砂, オープンカット, 押土無】 【障害無, 5, 000m3未満】	m3		190	レベル4
路体盛土工		式		1	レベル3
路体(築堤)盛土	【施工幅員2. 5m未満】	m3		50	レベル4
路床盛土工		式		1	レベル3
路床盛土	【施工幅員4. 0m以上又は2. 5m未満】	m3		690	レベル4
土材料	再生土	m3		640	レベル4
擁壁工		式		1	レベル2
場所打擁壁工(構造物単位)		式		1	レベル3
重力式擁壁		m3		67	レベル4
排水構造物工		式		1	レベル2
作業土工		式		1	レベル3
側溝工		式		1	レベル3
プレキャストU型側溝	【自在横断側溝 B300×H300】	m		6	レベル4
自由勾配側溝	【B300×H300(500)】	m		30	レベル4

工事数量総括表

頁0 -0002

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位		数量	備考
側溝蓋	【コンクリート蓋及びグレーチング蓋】	枚		23	レベル4
管渠工		式		1	レベル3
ヒューム管(B形管)	【管径φ 200, φ 300, φ 400, φ 600】	m		98	レベル4
集水桝・マンホール工		式		1	レベル3
プレキャスト集水桝	【350×350, 500×500, 600×600, 700×700】	箇所		4	レベル4
プレキャストマンホール	【1号及び2号マンホール, 鉄蓋】	箇所		3	レベル4
構造物撤去工		式		1	レベル2
構造物取壊し工		式		1	レベル3
コンクリート構造物取壊し	【無筋構造物, 機械施工】	m3		54	レベル4
舗装版切断	【アスファルト舗装, t=5cm】	式		1	レベル4
舗装版破砕	【アスファルト舗装, t=5cm】	m2		630	レベル4
運搬処理工		式		1	レベル3
殻運搬	【コンクリート(無筋), アスファルト】	m3		85	レベル4
殻処分	【コンクリート(無筋), アスファルト】	m3		85	レベル4
舗装		式		1	レベル1
道路土工		式		1	レベル2
防草コンクリート		式		1	レベル3
舗装工		式		1	レベル2

工事数量総括表

頁0 -0003

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位		数量	備考
アスファルト舗装工		式		1	レベル3
下層路盤(車道・路肩部)	【切込碎石, RC-40, t=10cm】	m2		773	レベル4
上層路盤(車道・路肩部)	【粒度調整碎石, RM-30, t=10cm】	m2		773	レベル4
上層路盤(歩道部)	【粒度調整碎石, RM-30, t=10cm】	m2		405	レベル4
基層(車道・路肩部)	【粗粒度アスコン, t=5cm, 平均幅員3.0m超】	m2		773	レベル4
表層(車道・路肩部)	【密粒度アスコン, t=5cm, 平均幅員3.0m超】	m2		773	レベル4
表層(歩道部)	【細粒度アスコン, t=3cm, 平均幅員1.4m以上	m2		405	レベル4
薄層カラー舗装工		式		1	レベル3
薄層カラー舗装	【樹脂系, RPN-301】	m2		178	レベル4
排水構造物工		式		1	レベル2
側溝工		式		1	レベル3
L型側溝	【B500×H150, 18N-8-25(20)BB】	m		206	レベル4
縁石工		式		1	レベル2
縁石工		式		1	レベル3
歩車道境界ブロック	【B種】	m		206	レベル4
地先境界ブロック	【120×120×600】	m		32	レベル4
防護柵工		式		1	レベル2
防止柵工		式		1	レベル3

工事数量総括表

頁0 -0004

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位		数量	備考
転落(横断)防止柵	【H=1.1m, 土中建込及びコンクリート建込】	m		56	レベル4
標識工		式		1	レベル2
小型標識工		式		1	レベル3
標識柱	【単柱式, 柱径φ60.5, 2基以下】	基		2	レベル4
標識板	【警戒標識 (212)(212の4) 】	枚		2	レベル4
区画線工		式		1	レベル2
区画線工		式		1	レベル3
溶融式区画線	【昼間施工, 破線及び実線・白色, t=1.5mm】 【排水性舗装無】	m		384	レベル4
直接工事費					
共通仮設費率分					
共通仮設費計					
純工事費					
現場管理費					
工事原価					
一般管理費率分					
契約保証費					
一般管理費計					
工事価格					

工事数量総括表

頁0 -0005

[illegible]

工事数量総括表

頁0 -0006

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位	数量	備考
付帯工事（区画道路、工所用道路）				
道路改良		式	1	レベル1
道路土工		式	1	レベル2
掘削工		式	1	レベル3
掘削	【土砂，オープンカット，押土無し】 【障害無し，5，00m3未満】	m3	60	レベル4
路体盛土工		式	1	レベル3
路体（築堤）盛土	【施工幅員4.0m以上】	m3	390	レベル4
路床盛土工		式	1	レベル3
路床盛土	【施工幅員4.0m以上】	m3	60	レベル4
土材料	再生土及び新材	m3	590	レベル4
擁壁工		式	1	レベル2
作業土工		式	1	レベル3
場所打擁壁工（構造物単位）		式	1	レベル3
小型擁壁	【平均高さ0.6m以上1.0m未満，18-8-40BB】	m3	9	レベル4
排水構造物工		式	1	レベル2
作業土工		式	1	レベル3
側溝工		式	1	レベル3
プレキャストU型側溝	【PU3-B300×H300(400)】	m	30	レベル4

工事数量総括表

頁0 -0007

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位		数量	備考
自由勾配側溝	【横断用B300×H500】	m		5	レベル4
側溝蓋	【コンクリート蓋及びグレーチング蓋】	枚		65	レベル4
集水樹・マンホール工		式		1	レベル3
現場打ち集水樹	【現場打ち集水樹, 18-8-40BB】	箇所		1	レベル4
蓋	【グレーチング蓋】	枚		1	レベル4
構造物撤去工		式		1	レベル2
作業土工		式		1	レベル3
構造物取壊し工		式		1	レベル3
コンクリート構造物取壊し	【無筋構造物, 機械施工】	m3		58	レベル4
舗装版切断	【アスファルト舗装, t=5cm】	式		1	レベル4
舗装版破碎	【アスファルト舗装, t=5cm】	m2		210	レベル4
運搬処理工		式		1	レベル3
殻運搬	【コンクリート(無筋), アスファルト】	m3		68	レベル4
殻処分	【コンクリート(無筋), アスファルト】	m3		68	レベル4
舗装		式		1	レベル1
舗装工		式		1	レベル2
アスファルト舗装工		式		1	レベル3
下層路盤(車道・路肩部)	【切込碎石, RC-40, t=10cm】	m2		147	レベル4

工事数量総括表

頁0 -0008

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位		数量	備考
上層路盤(車道・路肩部)	【粒度調整碎石, RM-30, t=10cm】	m2		147	レベル4
表層(車道・路肩部)	【密粒度アスコン, t=5cm, 平均幅員3.0m超】	m2		213	レベル4
表層(歩道部)	【細粒度アスコン, t=3cm, 平均幅員1.4m以上	m2		38	レベル4
縁石工		式		1	レベル2
縁石工		式		1	レベル3
歩車道境界ブロック	【C種, 片斜片面R】	m		9	レベル4
地先境界ブロック	【C種, 150×150】	m		5	レベル4
道路改良(工事用道路)		式		1	レベル1
仮設工		式		1	レベル2
工事用道路工		式		1	レベル3
工事用道路工(撤去)		式		1	レベル3
***直接工事費**					
共通仮設費率分					
***共通仮設費計**					
***純工事費**					
現場管理費					
***工事原価**					
一般管理費率分					

工事数量総括表

頁0 -0009

[illegible]

工事数量総括表

頁0 -0010

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位	数量	備考
付帯工事（下水道）				
管路施設(開削工法)【補助】		式	1	レベル1
管きょ工(開削)		式	1	レベル2
管路土工		式	1	レベル3
管路掘削		式	1	レベル4
管路埋戻		式	1	レベル4
発生土処理	現場→仮置場	式	1	レベル4
埋戻土運搬	仮置場→現場	式	1	レベル4
発生土処理	仮置場→処分場	式	1	レベル4
管布設工		式	1	レベル3
リップ付硬質塩化ビニル管	【Φ200】	m	89.9	レベル4
伸縮可とう継手(管)		箇所	8	レベル4
埋設標識テープ		m	89.3	レベル4
管基礎工		式	1	レベル3
砕石基礎	【RC-40】	m	89.9	レベル4
管路土留工		式	1	レベル3
軽量鋼矢板土留		式	1	レベル4
開削水替工		式	1	レベル3

工事数量総括表

頁0 -0011

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位		数量	備考
開削水替		式		1	レベル4
マンホール工		式		1	レベル2
組立マンホール工		式		1	レベル3
組立1号マンホール		箇所		4	レベル4
内副管		箇所		1	レベル4
小型マンホール工		式		1	レベル3
小型マンホール(塩化ビニル製)		箇所		3	レベル4
取付管およびます工		式		1	レベル2
管路土工		式		1	レベル3
管路掘削		式		1	レベル4
管路埋戻		式		1	レベル4
発生土処理	現場→仮置場	式		1	レベル4
埋戻土運搬	仮置場→現場	式		1	レベル4
発生土処理	仮置場→処分場	式		1	レベル4
ます設置工		式		1	レベル3
ます(塩化ビニル製)		箇所		4	レベル4
取付管布設工		式		1	レベル3
取付管(硬質塩化ビニル管)		箇所		4	レベル4

工事数量総括表

頁0 -0012

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位		数量	備考
管路施設(開削工法)【単独】		式		1	レベル1
管きょ工(開削)		式		1	レベル2
管路土工		式		1	レベル3
管路掘削		式		1	レベル4
管路埋戻		式		1	レベル4
発生土処理	現場→仮置場	式		1	レベル4
埋戻土運搬	仮置場→現場	式		1	レベル4
発生土処理	仮置場→処分場	式		1	レベル4
管布設工		式		1	レベル3
リップ付硬質塩化ビニル管	【Φ200】	m		38.3	レベル4
伸縮可とう継手(管)		箇所		1	レベル4
埋設標識テープ		m		37.4	レベル4
管基礎工		式		1	レベル3
砕石基礎	【RC-40】	m		38.3	レベル4
マンホール工		式		1	レベル2
小型マンホール工		式		1	レベル3
小型マンホール(塩化ビニル製)		箇所		2	レベル4
取付管およびます工		式		1	レベル2

工事数量総括表

頁0 -0013

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位		数量	備考
管路土工		式		1	レベル3
管路掘削		式		1	レベル4
管路埋戻		式		1	レベル4
発生土処理	現場→仮置場	式		1	レベル4
埋戻土運搬	仮置場→現場	式		1	レベル4
発生土処理	仮置場→処分場	式		1	レベル4
ます設置工		式		1	レベル3
ます(塩化ビニル製)		箇所		3	レベル4
取付管布設工		式		1	レベル3
取付管(硬質塩化ビニル管)		箇所		3	レベル4
直接工事費					
運搬費					
運搬費		式		1	レベル2
運搬費		式		1	レベル3
仮設材運搬費		t		7.6	レベル4
技術管理費					
技術管理費		式		1	レベル2
技術管理費		式		1	レベル3

工事数量総括表

頁0 -0014

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位		数量	備考
施工調査費【補助】		式		1	レベル4
施工調査費【単独】		式		1	レベル4
共通仮設費率分					
共通仮設費計					
純工事費					
現場管理費					
工事原価					
一般管理費率分					
契約保証費					
一般管理費計					
工事価格					
消費税相当額					
工事費					
工事費計					
契約保証費計					